



委員会レポート



予算特別委員会

委員長 中村 出征雄

議案審査状況

本委員会では、平成十九年度一般会計補正予算五千四百五十九万八千円について審査を行いました。

野犬捕獲業務委託料

Q 補正の根拠と年間の捕獲実績は。

A 平成十八年度捕獲実績は四百九十三頭。当初予算計上額の四百万円の不充足分を計上。

長崎県耕作放棄地解消五力年計画

Q 計画の内容と耕作放棄地はどの程度あるのか。

A 年々増加している耕作放棄地を解消するために、県の事業として復旧活動、農地の有効利用等を促進する取り組み。

○本市の耕作放棄地

(H19.9現在)

山林原野化		582.4ha
耕作可能地	郷ノ浦町	24.0ha
	勝本町	21.6ha
	芦辺町	16.4ha
	石田町	19.9ha



決算特別委員会

委員長 豊坂 敏文

議案審査状況

本委員会では、平成十八年度一般会計歳入歳出決算認定について審査を行いました。

特に監査委員の審査意見の中で次のような指摘がなされています。

○市税の未収金

○滞納金の徴収

○住宅使用料・保育料の未収金

○財産と物品の管理

○予算の適正な執行

○各入札の契約状況の実績と今後の改善策

以上のことから、次の審査意見を付して認定することに決定しました。

審査意見

1、市税等多額の収入未済額が計上されている。市民の公平と財政の健全化の観点から、市長以下職員が一丸となって特段の努力をし、早急に未収の解決を図ることを強く要請する。

2、苓岐市条例では、納期限後に納付する税金にかかる延滞金は、納期限の翌日から納付するまでの期間の日数に応じた延滞金を納入することとされており、今後この条例を遵守するように指摘する。

3、予算の不用額で高額なものが散見されたので、今後は速やかに減額補正されたい。



総務文教常任委員会

委員長 中田 恭一

議案審査状況

十二月定例会では、議案四件と陳情一件および要請一件の付託を受け、審査を行いました。

県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加および規約の変更は、学校教育法の改正による字句の変更によるもので、原案可決。

市町村土地開発公社の解散は、原案可決。

武生水C辺地の総合整備計画の策定は、高校生の通学道路である市道高校線の歩行者環境の整備および防災上の観点から歩道整備に係る変更であり、原案可決。

一支国博物館の敷地造成工事請負契約の変更は、地元要望による工事中の連絡道路整備の追加等で、原案可決。

「非核日本宣言」を求める意見書採択についての陳情は、採択となり、意見書を各関係機関へ提出することになりました。

地方財源の強化・拡充、および財政健全化法の施行にあたっては地方自治原則の堅持を求める要請は、更に慎重な審議を必要とするため、閉会中の継続審査としています。

また、閉会中の調査として、総務部・税務課・教育委員会に関する調査をそれぞれ行うようにしています。



苓岐高校生の通学路（市道高校線）



厚生常任委員会

委員長 近藤 団一

議案審査状況

今定例会で付託された案件は全部で十一件。主な内容は次のとおりです。

国民健康保健事業特別会計補正予算

前年度の精算や交付金の確定によるもの。

老人健康保健特別会計補正予算

国保に準じた補正。

介護保健事業特別会計補正予算

国庫精算返済に伴い、前年繰越金の歳入増が主なもの。

特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算

産休代替による職員の異動に伴い、臨時雇い等に対処したもの。

病院事業会計補正予算

嘱託職員の退職や臨時雇用といった人事異動に伴うもの。
残り六件のうち四件は、前述した病院事業を除く四件の前年度決算認定。

病院事業については九月定例会後に二日間をかけて審査が終わり、今定例会に報告しています。

残り二件のうち一件は病院事業会計資本剰余金（その他資本剰余金）



市民病院

の取り崩しについてです。欠損の処理の一つの方法であり、地方公営企業法の中で認められた処理の方法です。今回六千六百万円が議会の議決が必要ということで提出されたもの。残り一件は原爆症認定制度改善のための陳情で（財）長崎県原爆被災者協議会長名で議長宛に出されたもの。現在、政府でも議論がなされており、長崎県議会、長崎市議会とも採択し、政府関係者（総理を含めた関係大臣）に意見書を提出されたということであり、本委員会としても採択すべきものと決定しました。

審査案件は以上でしたが、今委員会には病院事業経営アドバイザーの市山氏にも出席頂き、病院の現況を説明して頂きました。



産業建設常任委員会

委員長 赤木 英機

議案審査状況

あらたに生じた土地の確認および区域の変更、簡易水道事業・下水道事業・三島航路事業・農業機械銀行などの特別会計補正予算、芦辺漁港浄化センター（本体）建設工事請負契約の変更など、六件の議案。平成十八年度簡易水道事業・下水道事業・三島航路事業・農業機械銀行・芦辺港ターミナルビル事業特別会計の五件の歳入歳出決算認定について審査しました。

下水道事業特別会計

Q 受益者負担金納期納付奨励金の増額は加入者の増加か。また、現在の加入状況は。

A 分割納入予定者が一括納入されたため、二十人分計上。加入数と加入率は、北部処理区は二百二十七件の六一・七％中央処理区は百七十九件の二七・六％の状況である。

芦辺漁港浄化センター請負契約の変更

Q 事前の地質調査では判断できなかったのか。

A 施工の段階で判明。
Q 工法の変更だが、他の方法はないのか。数量の変更はないが再度変更するのは。

A 幾つかの方法を協議したが、この方法がコスト的に安い。再度変更はない。



芦辺漁港浄化センター（つばさ横）

Q 現在または今後、本体の沈下はないのか。

A 現在、本体の沈下はないが、セメント注入しなければ影響がある。

芦辺港ターミナルビル事業特別会計歳入歳出決算認定

諸問題を早急に解決し、健全な管理運営ができるよう、当委員会においても今後協議していくことで確認しました。

審査意見

簡易水道事業特別会計決算認定について、水道使用料の滞納額が年々増加傾向にあり、徴収の努力は認めるが、なかなか改善に至っていないのが現状である。滞納者とは分納誓約書を取り交わし、悪質な場合は給水停止も含め、今後なお一層の徴収に努力されたい。